

## 第8回 地方法人課税に関する検討会議事概要

- 1 日時 令和5年11月6日(月)14時00分～16時00分
- 2 場所 合同庁舎2号館7階 省議室
- 3 出席者 小西座長、西野委員、野坂委員、星野委員、宗田委員、齊藤委員、佐藤委員、塩津委員、吉村委員、渡辺委員、富田委員、太田委員
- 4 議事次第
  - (1) 開会
  - (2) 議事
    - ① とりまとめに向けた方向性
    - ② 組織再編に対応するための追加的な基準
    - ③ 中間整理とりまとめに向けて
  - (3) 閉会
- 5 議事の経過
  - 総務省より議事①について、資料に沿って説明が行われた。自由討議における主な意見は、以下のとおり。
    - ・ 実質的に大規模な法人が外形標準課税の対象から外れる課題について、法人の事業規模を測る指標を検討する中でも、項目振替型減資への対応が優先順位として高いということであれば、「資本金+資本剰余金の合計額」を指標とすることは理解できる。
    - ・ 減資に対応するための追加的な基準について、基本的に異論はないが、資本剰余金を原資とした配当が行われ、「資本金と資本剰余金の合計額」が減ることについてどのように考えるか。
    - ・ また、同様に株主資本の社外流出を伴う行為として、利益剰余金から配当を行った場合には、会社の事業規模が変更しないと考えられてきて、今後も変わらないと思うが、両者を比較した議論もいずれ必要となるのではないか。

○ 次に、総務省より議事②について、資料に沿って説明が行われた。自由討議における主な意見は、以下のとおり。

- ・ 組織再編に対応するための追加的な基準についても、項目振替型減資の事例があること、法人の事業規模を測る指標としての整合性を踏まえれば、「資本金と資本剰余金の合計額」を用いることが適切ではないか。
- ・ 今回、一定規模以上の法人（親会社）の100%子会社等を一律で外形標準課税の対象に加えるのであれば、法人税における中小法人向け特例措置の不適用の制度に近いのではないか。
- ・ 法人税における中小法人向け特例措置の不適用制度を参考として検討することとしてはどうか。企業グループであれば、一体的に事業活動を行っていることを前提として議論してきたが、必ずしもそうではないという事例もあることに留意が必要。
- ・ 追加的な基準の指標に資本金を用いた場合、今後、親法人の減資行為がどれほど起こるか。法人税において参考となる制度が施行されている中で、減資事例が多く出てきたら対処することも考えられるのではないか。
- ・ 追加的な基準の設定に当たっては、現行基準により外形対象法人となっている法人との間に不公平や、新たな節税行為が行われないようにすることが必要。また、事業税の安定的な収入を確保できるかという観点も重要。
- ・ 与党税制改正大綱では「外形標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に見直しを検討する」とされており、組織再編の際に資本金1億円以下の子会社をつくる事例があることも踏まえると、項目振替型減資への対応の延長として、組織再編においても同様の対応が必要だという考え方も理解できる。
- ・ 親法人の減資に対応する必要があるという考え方は理解する。その上で、減資への対応も含めて、「資本金+資本剰余金の合計額」という新たな指標を用いるならば、その水準について、何を参酌として定めるのか、明確にして議論を進めていくことが必要。

- ・ （組織再編への対応についても、外形標準課税の対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に加えるということだが、）本来の制度はどこにあるのかという観点から議論を行わないと、制度がパッチワーク的なものに複雑化していくことに留意が必要。
- ・ 今回、組織再編への対応を行うに当たり、子会社形態で事業を行う法人と、支店形態等で事業を行う法人の選択が中立的となるよう、税負担の公平性にも留意して制度設計をしていくべき。

※ 次に、総務省より議事③について、資料に沿って説明が行われたが、自由討議における主な意見の掲載は、最終の「第2次中間整理」の公表に代えることとしている。